

# 財務諸表監査 改訂版 練習問題 解答・解説

**練習問題 1-1**

1. × 財務諸表の信頼性をめぐる経済主体間の潜在的な利害の対立は監査によって緩和されるが、監査が必要されるためには、潜在的な利害の対立の緩和によって実現する利益（便益）が監査のコストよりも大きくなくてはならない。すなわち、コストが利益（便益）を上回っている場合には、監査を受けるのではなく、潜在的な利害の対立から生じる帰結を受け入れるほうが合理的である。
2. × 資料 1-1 に示されているように、今日の財務諸表監査のもとでの監査報告書は定型化されている。そこに含まれる定型化されたメッセージは、専門的に定義された用語を用いて極めて圧縮された形で述べられている。したがって、そのメッセージを正しく理解するためには、そこで用いられている用語が何を意味しているのかについて学習しなければならない。

**練習問題 1-2**

1. × 法によって強制される法定監査ではなく、任意監査である。
2. × この場合の財務諸表監査は、合併比率の決定や買収額の決定に利用される財務諸表が信頼できるかどうか、すなわち財務諸表の信頼性を明らかにすることを目的とする監査である。

**練習問題 2-1**

- 監査という概念には「伝達」という要素が含まれる。

**練習問題 2-2**

1. × 「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」ではなく、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」である。
2. ○ なお、第 21 章もあわせて参照されたい。

**練習問題 2-3**

1. × 財務諸表監査における監査人の立証の対象は、経営者の声明である財務諸表に含まれるアサーション（会計上の意味）であって、財務諸表という声明そのものではない。なお、アサーションについては第 12 章も、監査の主題については第 19 章もあわせて参考されたい。
2. ○ なお、監査の主題については第 19 章もあわせて参考されたい。

**練習問題 2-4**

- × 言明の監査の場合には、当該言明が含む明示的アサーションについて証拠を入手し、そのアサーションの確からしさを裏づける。一方、非言明の監査の場合には、監査人は当該監査の主題に関連して黙示的アサーションを念頭におき、それに関する証拠を入手し、そのアサーションに関する事実や状況を検出するという方法が採られる。アサーションが監査人によって意識されることが重要なのであって、それが明示的であるか黙示的であるかを問うものではない。

**練習問題 3-1**

1. × 監査の依頼人は監査用役の利用者である場合もあるし、監査契約者の場合もある。
2. × 監査用役の対価の負担者は、監査用役の利用者である場合もあるし、監査契約者の場合もある。
3. × 監査は潜在的な利害の対立を緩和するという効果をもつが、それを解消することはできない。

**練習問題 4-1**

1. × 監査法人は公認会計士である社員のほか、公認会計士ではない社員（特定社員）から構成される。ただし、特定社員は公認会計士法第2条第1項に規定する業務を行うことはできない。
2. × 公認会計士試験合格者で「実務補習」・「業務補助等」の要件を満たした者で、「公認会計士」という名称を使って業務を行うことを希望する者は日本公認会計士協会の会員名簿に登録しなければならない。これが、同時に「開業登録」となる（公認会計士法第17条）。
3. × 公認会計士が、公認会計士法上、業務として従事できるのは、「財務書類の監査または証明」だけではなく、「財務書類の調製」・「財務に関する調査や立案」・「財務に関する相談」も可能である。非言明（行為・システム・プロセス）を保証の主題とした業務については、同法上、制約はない。
4. × 公認会計士法上、公認会計士に独占的業務権が与えられているのは言明の監査全般ではなく、「財務書類の監査または証明」である。
5. × 「有限責任監査法人については、社員全員が有限責任を負う。」の部分が誤り。有限責任監査法人おいても、指定有限責任社員は被監査会社と第三者の双方に対して無限連帯責任を負う。
6. × 監査業務審査制度ではなく、不適切な（監査）業務や監査業務の失敗があった場合に、公認会計士個人と監査法人を処分するための懲戒処分制度である。無論、自己規制の仕組みとして、監査業務審査制度がまったく位置づけられない、というのではない。

**練習問題 4-2**

1. ○
2. × 金融商品取引法監査に限定されるものではなく、公認会計士法第2条に規定されている業務に従事している公認会計士・監査法人である。無論、その中心は公認会計士法第2条第1項業務である。
3. × 上記の問1と問2の答えと関連する。現行法のもとでは、告発の対象は公認会計士個人であり、法人ではない。

**練習問題 5-1**

1. ○ ①の開示は不要である。独占禁止法違反による取引であれ、まずそれを経済的事象として認識したうえで、適切な会計的処理がなされなければならない。②については、しかるべき開示がなされなければならない。
2. ○ 不正があったものの、適切な会計処理がなされ、この不正によって財務諸表上の重要な虚偽表示がもたらされていないため。

**練習問題 5-2**

- × 金融商品取引法が対象としている「法律違反」は「財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼす」ものであり、財務諸表のみに限定されているわけではない。

**練習問題 6-1**

1. ○
2. × 会社法上の大会社が上場会社であるとは限らない。ただ、上場会社でなくとも有価証券報告書提出会社となることはありうるので、注意を要する。
3. ○ 図表 6-3 を参照のこと。
4. ○ 図表 6-3 を参照のこと。
5. × 内部統制報告書の提出は上場会社に義務づけられている。
6. × 四半期連結報告書の提出は上場会社に義務づけられている。

**練習問題 6-2**

1. × 有価証券通知書は開示書類ではない。
2. × 公認会計士が監査するのは有価証券届出書に記載された会計情報ではなく財務諸表である。
3. × 臨時報告書に記載されている情報の性質・内容にかかわらず、臨時報告書自体が監査の主題ではない。
4. ○ 「流通市場を利用する会社」とは上場会社のことである。したがって有価証券報告書と四半期報告書の定期的提出が義務づけられている。このほかに、上場会社については、内部統制報告書の提出が義務づけられている。
5. × 内部統制報告書（連結レベル）は有価証券報告書とは別個の提出書類であり、有価証券報告書のなかに記載されるのではない。

**練習問題 6-3**

1. ○
2. × 戦後制定された。
3. ○
4. ×
5. ○
6. × インサイダー情報の入手が禁止されているのではない。インサイダー情報を得る立場にいる者（とりわけ取締役・監査役・公認会計士など）が、当該情報が開示されるまでの期間、当該会社の証券売買をすることを厳しく禁止している（金融商品取引法第 166 条）。
7. ○

**練習問題 6-4**

1. × 公認会計士または監査法人が「四半期レビュー」という方式を通じて信頼性を保証するのは、四半期報告書ではなく、四半期連結財務諸表である。
2. × 四半期報告制度は東京証券取引所の自主規制の一環として行われてきたが、証券取引法において制度化されたものではない。また、この制度は商法（会社法）には導入されていない。
3. × 銀行など一部の業種については、従来の半期報告制度も存続している。
4. × 「財務報告に係る内部統制」についての経営者の評価結果は年度末1回のみであり、四半期報告制度とは直接の関係はない。
5. × 中段までの内容は正しい。有価証券報告書提出会社が四半期報告書を任意に提出することは認められる。
6. × 原則的には四半期連結財務諸表であるが、連結財務諸表を提出していない上場会社の場合には、単体の四半期財務諸表を作成しなければならない。

**練習問題 6-5**

1. ○ 言明の監査である。
2. ○
3. × 内部統制報告書は、従来の有価証券報告書に添付される別個の財務書類である。
4. × 内部統制報告制度は年度末における「財務報告に係る内部統制」についての経営者の評価結果を経営者の言明として報告する制度である。
5. × 中段までの内容は正しい。内部統制報告書の提出についても、有価証券報告書提出会社が任意に提出することは可能である。
6. × 内部統制報告書は連結グループ全体での「財務報告に係る内部統制」についての整備ならびに運用状況についての経営者の言明である。

**練習問題 7-1**

1. ○
2. ○
3. × 「一般に公正妥当と認められる監査の基準」は、金融庁企業会計審議会が公表する『監査基準』だけではなく、日本公認会計士協会が公表する『監査実務指針』を含む、広い概念である。

**練習問題 7-2**

1. × アメリカ公認会計士協会は、SECの立場（主張）を基礎におき、職業会計士による財務諸表監査全体の質を規制する基準としての監査基準を作成した。
2. ○ なお、現在においても、SEC監査以外の財務諸表監査に係る監査基準については、アメリカ公認会計士協会がその設定主体となっている。
3. × PCAOBは独立の民間機関である。
4. × 本書第7章「1. 監査基準の形成」を参照されたい。

**練習問題 7-3**

①・②・③

**練習問題 8-1**

1. × 監査法人が継続的に非監査証明業務を提供する関係にある場合、公認会計士法上、監査証明業務が禁止されるのは、すべての被監査会社ではなく、大手社・金融商品取引法監査適用会社等である。公認会計士法第24条の2を参照のこと。
2. ○ 関与した会計期間は20×1年3月31日を末日とする事業年度であり、監査役就任20×2年6月29日は、関与した会計期間の翌会計期間の終了日を過ぎている。したがって、法律上問題はない。公認会計士法第28条の2を参照のこと。
3. × 被監査会社ABC社からの内部監査業務委託は、同監査法人が行う内部統制の監査の対象となり、その意味で「自己監査」となりうる。内部監査業務を行う部署が別組織であっても、監査法人の独立性の問題は消えない。
4. × 外観的独立性に対する規制は、外観的独立性に与える要因の内容に応じて、監査基準・関係法令・倫理規則に分けて行われている。
5. × 財務諸表監査契約に先立って必ず実施しなければならない「著しい利害関係」のチェックは、公認会計士の側で行うのであって、依頼人である企業が行うのではない。

**練習問題 9-1**

1. ○ とりわけ監査証拠の評価は、監査担当者のレベル、上司のレベル、パートナーのレベル、および最終的には審査担当者のレベルで行われる。職業的懐疑心は、それぞれのレベルで行使されなければならない。
2. ○
3. ○ 「一般基準」の中に「監査の品質管理」に関する規定が設けられている。とりわけ、監査法人の組織レベルでの品質管理体制の整備の充実が、日本公認会計士協会の品質管理基準委員会報告書で求められている。
4. ○

**練習問題 10-1**

1. × 財務諸表監査において監査人が検出しなければならないものは「財務諸表上の重要な虚偽表示」であり、その原因となった誤謬や不正（財産不正）そのものではない。もし問題文の内容を正しいと考える場合には、そこにおいて行われている財務諸表監査の基本的な性質は「行為の監査」であり、「言明の監査」としての財務諸表監査ではなくなる。
2. × 前段は正しい。しかし、公認会計士が虚偽証明によって監査契約者に対して損害賠償責任を負う場合があるとすれば、それは会社法上であって、金融商品取引法上ではない。金融商品取引法が保護する者は証券取引に参加する一般投資家であり、証券を発行する企業ではない。
3. ○ 監査人が被監査会社に対して損害賠償責任を負うのは、民法上または会社法上であって、金融商品取引法上ではない。
4. ○
5. ○ 監査人が金融商品取引法に基づく損害賠償責任を第三者に対して負う場合は虚偽証明であって、不正を発

見できなかったことではない。ただし、民法第 709 条に基づいて監査人に対して損害賠償責任を求めることが可能である。民法第 415 条は不可。

6. × 業務停止命令の第 1 号は、フットワークエクスプレスの当時の監査人であった瑞穂監査法人（2002 年 10 月 15 日：1 年間の業務停止）である。

### 練習問題 10-2

1. ○
2. × 監査契約に関与した業務執行社員が監査意見の表明のための「合理的な基礎」を確かめたと判断した場合でも、監査報告書に署名・押印する前に、監査法人内において「意見表明に関する審査」を受けなければならない。これは『監査基準』の「報告基準」（基本原則 5）が要求しているところである。

### 練習問題 11-1

1. ○ 初度監査においては、特にパイロット・テストが重要である。
2. × 証拠の評価に基づいて、必要に応じて、監査計画の修正や監査手続の追加を行わなければならない。図表 11-2 を参照されたい。
3. ○

### 練習問題 12-1

1. × 財務諸表監査における監査の主題は財務諸表であって、財務諸表上の個々の項目に関して監査人が識別したアサーションではない。財務諸表上の個々の項目に関して監査人が識別したアサーションは監査人の立証の対象であり、個々のアサーションに対して監査人の意見（監査意見）や結論が求められているわけではない。アサーションを立証するのは、財務諸表の適正表示についての監査意見を表明するための基礎——証拠によって裏づけられた信念——を得るためである。
2. × 監査人の立証の対象は財務諸表に含まれるアサーションである。監査人は、アサーションの蓋然的な確からしさを決定するために証拠を入手する。したがって、アサーションが識別されなければ、監査人の認識活動そのものが成り立たない。他方、どのようなアサーションを認識するかは、財務諸表項目の性質とともに監査人の判断による。

### 練習問題 12-2

1. × 疑問文はアサーションではない。「貸借対照表に記載されている売掛金の期末残高は、回収可能な営業債権である。」であれば、これはアサーションである。なお、「売掛金の期末残高の回収可能性」自体は監査要点である。
2. × 疑問文はアサーションではない。「売掛金期末残高を構成する各得意先の売掛金残高について、各得意先に対して正式に請求されている。」であれば、アサーションといえる。
3. × 「営業債権の実在性」は監査要点もしくは監査目標であってもアサーションではない。監査要点は「貸借対照表に記載されている売掛金の期末残高は、実在している営業債権である。」というアサーションの構成要素にすぎない。監査要点（監査目標）とアサーションは相互に関係するものの同一の概念ではない。

**練習問題 13-1**

1. × 送り状や領収書や検収書類が本物（真正）であるかどうかを調べる監査手続は、実査ではなく、証憑突合である。
2. ○
3. × 監査人が、被監査会社が顧客から入手した確認回答書（残高証明書）を特定の監査要点の立証に利用した場合は、「確認」ではない。
4. × 勘定分析の適用が最も有効とされる勘定は固定資産勘定であり、当該勘定に記入すべきではない性質の異なる取引（収益的支出）が混入していないかどうかを確かめるために適用される監査技術である。
5. × 「閲覧」ではなく「通査」である。
6. ○
7. × 前段は正しいが、説明や回答内容が適切であるかどうかは、監査要点が求めるところによって異なり、常に実査や確認という監査技術に結びつくわけではない。
8. × 監査人は監査の過程において入手した書類の真正性を「職業的専門家としての正当な注意」行使して判断することが求められる。しかし、「専門家の利用」という監査手続に直ちにつながるわけではない。他の文書との整合性や他の監査手続の結果に照らして当該文書の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて、真正なものとして利用することは許される。監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」（12 項）を参照されたい。

**練習問題 13-2**

1. ○
2. ○ 監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」（5 項）、および監査基準委員会報告書 520「分析的手続」（5 項）を参照されたい。

**練習問題 14-1**

1. ○ 明示的には記載されていないが、「監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。」という文言に默示的に含まれている。
2. × 監査リスクの水準は当該監査期間において維持される。しかし、監査計画の策定期階において決定された重要性の基準値が、その後の監査手続や監査を取り巻く状況の変化あるいは検出事項の内容を踏まえて修正されることは当然ありうる。監査基準委員会報告書 320「監査の計画及び実施における重要性」（12 項）を参照されたい。
3. ○ 「実施基準」の「一 基本原則 1」において、監査リスク・アプローチの採用が義務づけられている。

**練習問題 14-2**

- ② 許容される発見リスクの水準は低くなるので、監査人は質的にも量的にも強い証拠を形成する必要がある。

**練習問題 14-3**

①・③・④

許容される発見リスクの水準は低くなるので、したがって質的にも量的にも強い証拠を監査人自身が確かめる必要がある。

**練習問題 14-4**

1. ○
2. ○
3. × 売掛金の監査計画を策定する際、監査人は DR を設定しなければならないが、その前に、まず AR の水準を決定しておかなければならない。
4. × IR を小さく設定することは可能であるが、CR は内部統制を評価しなければ決定できない。被監査会社の業種の特徴と CR とは基本的に関係がない。
5. ○

**練習問題 14-5**

1. ○
2. × 財務諸表利用者の判断を誤らせることになるような重要な虚偽表示が財務諸表に潜在する可能性は重要な虚偽表示リスクであって、監査リスクではない。監査リスクは、重要な虚偽表示を監査人が看過して、誤った監査意見を形成する可能性をいう。
3. × 固有リスクは、「経営環境により影響を受けるリスク」と「特定の取引、勘定残高、開示などが本来有するリスク」から構成される。問題文では、少なくとも最初のリスクが識別されていない。
4. × 内部統制の運用状況の評価手続は、統制リスクの暫定的評価の程度に応じて必ず実施されるのではなく、
  - ① 財務諸表項目の監査に関連して、内部統制が有効に運用されていると想定し、監査人が当該内部統制に依拠する場合で、
  - ② 財務諸表項目の監査に関連して、実証手続だけでは当該財務諸表項目レベルにおいて十分かつ適切な監査証拠を確かめることができないと判断した場合、
 に実施される。
5. × 監査リスクとは、財務諸表に重要な虚偽表示が含まれているにもかかわらず、監査人がそれを看過し、結果として無限定適正意見を表明してしまう可能性である。

**練習問題 14-6**

1. × 監査リスク・アプローチは、監査計画の策定期階において固有リスクと統制リスクを個々に評価することから開始されるのではなく、財務諸表が著しく歪められている可能性——結合リスク：固有リスクと統制リスクを結合した重要な虚偽表示リスク——を評価するところから開始される。  
すなわち、発見リスクの水準が「重要な虚偽表示リスク」を評価したうえで決定されるという部分は正しいが、その評価手順の説明が誤っている。『監査基準』の平成 17 年改訂「前文」では、「原則として、固有リスクと統制リスクを結合した『重要な虚偽表示リスク』を評価したうえで、発見リスクの水準を決定することとした。」とあるが、固有リスクと統制リスクを個々に評価することを否定するものではない。しかし、原則は

「結合リスクとしての評価」である。それゆえ、文中の「を個別に評価し、さらに」を「を結合した」に変え、文末に、「固有リスクと統制リスクを個々に評価することも可能であり、状況によっては、両者を分けて評価した方が適切な場合もある。」とすれば、正しい説明となる。

2. ○
3. ○
4. × 前段は正しい。監査人が虚偽表示の重要性の基準値を当初の値よりも大きくした場合には、監査リスクは当初より低くなり、また虚偽表示の重要性の基準値を当初の値よりも小さくした場合には、監査リスクは当初の水準より高くなる。
5. × 監査リスクは精査を採用した場合でも、ゼロにはならない。ノンサンプリング・リスクは、精査の場合であれ、必ず発生するからである。

#### 練習問題 14-7

1. ×
2. ○
3. ×
4. ×

監査リスク・アプローチは、監査人が状況に応じて監査リスクを任意に引き上げ、あるいは任意に引き下げるこことを許すものではない。監査リスク・アプローチは、社会的に求められ、かつ監査人全体として維持しなければならない「合理的に低い監査リスク」を所与として、この水準が最低限維持できるように監査手続を予定し、監査資源の配分と利用を達成しようとする監査戦略である。それゆえ、監査リスクを監査人が任意に上げ下げできるような記述を含む記述は、すべて誤りということになる。

監査人の法的責任を認めた判決が出された場合、規制当局より「監査の厳格化」を求める方針が出された場合、監査基準の改正が行われた場合には、従来の監査環境とは異なる新しい環境が生じていると判断し、従来の監査手続のままでは監査基準にいう「合理的に低い水準」は達成困難と判断すべきであろう。したがって、監査人は監査リスクを引き下げる必要がある。

#### 練習問題 14-8

①

監査人が追加的な実証手続を実施しなくとも、売掛金に重要な虚偽表示があるというリスクが監査リスク以内に抑えられているのは、 $IR \times CR \times DR$  が AR の数値よりも小さい場合である。その他の場合には、追加的な実証手続が必要である。

	DR×CR×IR	AR	
①	8%	10%	……正解
②	12%	5%	
③	7%	4.5%	
④	12%	5.5%	

**練習問題 14-9**

1. × 監査人が検出した財務諸表上の虚偽表示が重要であるかどうかは、当該虚偽表示が**財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を与える程度**によって判断されなければならない。
2. ○
3. ○

**練習問題 15-1**

- × 「意見表明に関する審査」の原則は「審査担当パートナー」（レビュー担当者）による審査であり、審理委員会などによる合同審査ではない。

**練習問題 15-2**

1. ○
2. ○
3. ○
4. ○
5. ○

監査プロセスの各局面に応じて、監査証拠の評価が、それぞれの目的のもとに、監査チームの構成員それぞれのレベルでまた監査チームから離れた審査担当者のレベルで行われている、という状況を理解することが重要である。

**練習問題 15-3**

1. × 監査証拠の事前評価は監査計画の策定段階で行われる。
2. ○
3. ○
4. × 監査証拠の事後評価は、監査責任者だけでなく、監査補助者や審査担当者もそれぞれの立場から行う。
5. ○

**練習問題 15-4**

1. ○
2. ○
3. × 監査担当者が個々のアサーションについて形成した個別信念は、審査担当者による審査を経る前に、監査チーム内の「監査調書のレビュー」を通じて上司や監査責任者の個別信念に転嫁される。審査担当者による審査は、その後である。

**練習問題 15-5**

- × 監査業務の実施者の判断と監査業務に係る審査担当者の判断との相違が解決できなかった場合には、「監査報告書を発行してはならない」とされている。品質管理基準委員会報告書第1号「IX 業務の実施」「3 監査上の判断の相違」を参照されたい。

**練習問題 15-6**

1. ○
2. × 監査調書のレビューの目的は、「監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施されていたかどうか」を確かめることにある。その目的のなかに、監査意見の形成を可能とする「合理的な基礎」が得られているかどうかを確かめることが含まれる、と理解しなければならない。
3. ○ 公認会計士法第49条を参照されたい。
4. × ③は監査計画の策定と関係がない。
5. × ④は監査調書の査閱とは関係がない。

**練習問題 16-1**

1. ○
2. × 二重責任の原則は、公認会計士の監査報告書の文節（「経営者及び監査役等の責任区分」と「監査人の責任区分」）に明示されている。

**練習問題 16-2**

(4)

**練習問題 16-3**

- ① 監査上の主要な検討事項区分
- ② 経営者及び監査役等の責任区分と監査人の責任区分
- ③ 監査意見区分
- ④ 監査意見区分と経営者及び監査役等の責任区分
- ⑤ 監査意見の根拠区分と監査人の責任区分……**正解**
- ⑥ 追記情報区分

**練習問題 16-4**

1. × 「監査意見区分」ではなく「監査意見の根拠区分」において事実の記載（過去形）がなされている。
2. × 「監査意見の根拠区分」において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査が行われたことが事実として記載され、「監査人の責任区分」において当該基準に準拠して実施された監査手続の内容が概説されるという様式になっている。
3. ○

**練習問題 16-5**

1. × 監査報告書の「監査人意見の根拠区分」に記載される文言は、「当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。」という事実としてのメッセージであり、「……ものと認める。」という監査人の意見ではない。監査人は、この事実としてのメッセージを記載することを通じて、監査人が実施した財務諸表監査全体の質を保証しているのである。
2. × 監査報告書の「監査意見区分」に記載される文言は、「当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、……すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」という監査人（職業会計士）としての意見であり、事実としての記載がなされているのではない。監査人は、上記の監査意見を表明することを通じて、被監査会社の経営者の声明である財務諸表の信頼性を保証しているのである。

**練習問題 16-6**

1. × 公認会計士は、財務諸表の有用性ではなく、財務諸表の適正表示について意見を表明する。
2. ○ 代表取締役社長とする会社も出てきている。
3. ○
4. ○
5. ○
6. ○
7. × 重要な虚偽表示が誤謬によるものであれ、不正あるいは違法行為によるものであれ、重要な虚偽表示をもたらす源泉は問わない。
8. ○または× 通常の状況のもとでは、財務諸表が「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して作成されていたことが確かめられた場合には、監査人はその財務諸表について適正意見を表明することとなる。その限りでは○である。  
しかし、被監査会社を取り巻く状況のいかんにかかわらず、会計基準への準拠は財務諸表の適正表示を導くか、という問題となると、答えは分かれるかもしれない。著者はその場合には×と考える。この問題は、外国の訴訟事件においても意見が激しく分かれる、最も扱いにくい争点である。1969年のアメリカにおけるContinental Vending Machine Corporationの事例(Lybrand, Ross Bros. & Montgomery)、1998年のカナダにおけるVictoria Mortgage Corporationの事例(Touche Ross & Co.)、1979年のイギリスにおけるArgyll Foodsの事例(Arthur Andersen & Co.)、そしてわが国の1993年の昭和シェル石油の事例(青山監査法人)がそうである。また、2006年のライブドアの事例(港陽監査法人)もこの問題に関係している部分がある。
9. × 監査報告書の改革により情報提供機能が拡充していることは確かであるが、そうであっても監査人の役割は第一に保証機能であることには従来から何ら変わりない。
10. ○

**練習問題 17-1**

- ② ※ 重要かつ広範な影響を及ぼす不当な会計処理は負の証拠。したがって、除外事項として取り扱うのが正しく、追記情報として取り扱ってはならない。かくして、不適正意見が表明されることとなる。

**練習問題 17-2**

1. × 監査報告書の監査意見の根拠区分には、監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨が記載される。
2. × 負の証拠であり、したがって「著しく違反している」ことを受けて、限定付適正意見または不適正意見となる。
3. ○
4. × (ただし、監査証明府令では×だが、日本公認会計士協会での取り扱いでは○)

**練習問題 17-3**

- ④ 会計処理の変更が正当な理由によるものと監査人が判断した場合には、監査報告書の「監査意見区分」においては、無限定適正意見を表明し、同区分においてはそれ以外には一切言及しない。財務諸表には、(1) 減価償却方法の変更がなされた旨、(2) 変更の理由、(3) 変更が財務諸表に与える影響が注記されている。しかし、正当な理由に基づく会計処理の変更であれ、前年度と異なる会計基準で財務諸表が作成されていることは事実であるので、そのことに対する財務諸表利用者の注意を喚起させるため、正当な理由による会計処理の変更がなされた旨を「追記情報」として記載する。

**練習問題 17-4**

1. ○
2. × 保証の問題として処理する。情報提供（追記情報）として処理してはならない。
3. × これは負の証拠なので、意見不表明の問題にはならない。
4. ×

**練習問題 17-5**

①・②・③・④

財務諸表の信頼性の保証につながるメッセージが答えとなる。

**練習問題 17-6**

- ⑥ 会計基準違反を理由として監査意見の根拠区分に記載する除外事項
- ⑦ 内部統制の機能状況（著しい不備が存在しても）そのものは除外事項とならない。③と比べよ。

**練習問題 17-7**

1. × 被監査会社の継続的事業担当能力に著しい疑義を認めた場合にも、意見不表明とされる可能性はある。
2. × 有効に機能していない内部統制の存在を理由に意見不表明とはできない。有効に機能していない内部統制が関係する財務諸表項目を識別し、その財務諸表項目の表示を支える会計帳簿や会計記録などが著しく不備であることによる監査手続の制約を理由にする。
3. × 重要かつ広範な影響を有する会計基準準拠性違反が検出された場合には、監査人は、不適正意見を表明したうえで、①当該負の証拠が存在すること、②負の証拠と判断する理由を監査報告書に記載する。
4. ○ ただし、被監査会社に与える影響が甚大で多面的であり、当該企業の継続的事業担当能力の問題に飛び火する可能性が強く認められる場合には、「ゴーイング・コンサーん問題」として改めて捉えられることになる。
5. × 監査リスク・アプローチのもとでは、財務諸表において金額的に非常に重要な項目について重要な監査手続（たとえば「棚卸の立会」や「確認」）が実施されなかった場合でも、そのことは直ちに意見不表明に結びつかない。

**練習問題 18-1**

1. ○
2. ○
3. ○
4. × このような企業の場合には、清算基準あるいはそれに準じた基準に基づいて財務諸表を作成しなければならない。会社更生・準更生の状況にある企業など、継続企業の前提が成立しない場合の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」がわが国の場合にはないので、意見不表明も選択肢であると著者は考える。しかし『監査基準』「第四 報告基準」の「六 継続企業の前提 4」においては、不適正意見を表明するものとされている。
5. × 経営者が重要な疑義と認識しておらず評価していないのであるから、当然、継続企業の前提是適切である、ということになるであろう。しかし、監査人が継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況を識別している以上、経営者が評価を行ったか、また経営計画など必要な対応を探ったのかなどを確かめる必要がある。その部分について監査人が納得しない限り、「意見表明の適否」を判断しなければならないし、状況によっては「意見不表明」となる。

**練習問題 19-1**

1. ○
2. × 内部監査の主題は経営者のニーズに従って自由に設定される。
3. ○
4. ○ 図表 19-2 を参照されたい。
5. × 監査の主題とは監査報告が求められている立証の対象である（傍点注意）。

**練習問題 19-2**

⑥ 監査人が調べている対象や状況からは、監査の主題は特定できない。

**練習問題 19-3**

1. ○
2. ○
3. × 監査役が行う事業報告の監査も、言明の監査である。
4. ○
5. × システム（プロセス）の監査はシステム（プロセス）の機能状況を監査の主題とするもので、非言明の監査の範疇に入る。不正摘発監査の主題は「行為」であり、「非言明の監査」である。
6. ○ 日本の内部統制監査は言明の監査、アメリカの内部統制監査は非言明の監査である。
7. ○
8. ○ 公認会計士法第2条第1項上、公認会計士に対して独占的監査業務権が認められているものは、言明である「財務に関する書類」（財務的言明）である。また、非言明については、独占的業務権は認められていない。
9. × 公認会計士による財務諸表監査が法律で強制されている場合においても、財務諸表の範囲は異なる。金融商品取引法における監査の主題である財務諸表と会社法における監査の主題である計算書類は、単に名称が異なるだけではなく、その範囲（内容）においても必ずしも同じではない。また、私立学校振興助成法における財務諸表監査の主題は、貸借対照表と收支計算書である。

## 練習問題 19-4

監査の主題は、法定監査の場合には法律によって明示されているが、任意監査の場合にはその監査が行われる状況によって異なる。また、監査のなかには、監査の主題を特定する明確な用語が用いられておらず、その意味において明確ではないものもある。「会計監査」という概念はその典型である。「会計監査」を会計報告書の監査と理解すれば「言明の監査」となり、会計行為や会計業務の監査と理解すれば「非言明の監査」となる。「内部統制監査」という用語も同様である。「内部統制報告書監査」と表現すれば言明の監査、「内部統制システム監査」と表現すれば非言明の監査となり、監査の主題が特定化され明確となる。

(紙幅の関係により、項以下省略)

番号	監査名	言明の監査	非言明の監査
①	監査役監査	☆計算書類・連結計算書類・附属明細書 (会社法第436条・444条) ☆事業報告 (会社法施行規則第129条)	☆取締役の不正の行為・法令もしくは定款違反 (会社法施行規則第129条) ☆株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (会社法施行規則第118条)
②	監査委員会監査	☆計算書類・連結計算書類・附属明細書 (会社法第436条・444条) ☆事業報告 (会社法施行規則第129条)	☆取締役および執行役の不正の行為・法令もしくは定款違反 (会社法施行規則第129条) ☆株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (会社法施行規則第118条)
③	監査委員監査 (地方自治体)		☆「普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事務の管理」 (地方自治法199条)
④	内部統制監査	☆内部統制報告書(日本) (金融商品取引法第193条の2)	☆内部統制システム(アメリカ) (Sarbanes-Oxley Act of 2002, Section 404)
⑤	内部監査	経営者が指示する「監査の主題」によって決まる。	
⑥	不正摘発監査		☆主として従業員の財産不正
⑦	会計監査人監査	☆連結計算書類・計算書類・附属明細書 (会社法第436条・444条)	
⑧	学校法人監査	☆「貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類」 (私立学校振興助成法第14条)	
⑨	コンプライアンス監査		☆(法令・各種規則違反)
⑩	能率監査		☆(業務・事業活動の効率性の評価)
⑪	金融商品取引法監査	☆連結財務諸表・財務諸表 (金融商品取引法第193条の2) ☆内部統制報告書 (金融商品取引法第193条の2)	
⑫	労働組合監査	☆「すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告」 (労働組合法第5条)	
⑬	会計監査	「会計」という用語の理解の仕方によって決まるが、通常は言明(財務諸表や会計帳簿)	
⑭	業務監査	「業務」の意味する内容によって、さまざまな態様の業務監査が誕生する。通常は、非言明(プロセス・システム・行為)	

**練習問題 20-1**

- |          |         |
|----------|---------|
| ① 統制環境   | ② 情報と伝達 |
| ③ 統制活動   | ④ 統制環境  |
| ⑤ 統制環境   | ⑥ 監視活動  |
| ⑦ リスクの評価 | ⑧ 情報と伝達 |
| ⑨ 統制環境   | ⑩ 統制活動  |

**練習問題 20-2**

1. × COSO フレームワークでは、内部統制は株主の視点から捉えられており、従業員はもとより、経営者、経営者を監督する取締役会の仕組みの機能状況（プロセス）として理解されている。
2. ○
3. × 内部統制を評価するに際しては、内部統制の目的を任意に選択することができるが、内部統制の構成要素を任意に選択することは許されず、すべての構成要素に照らした総合判断をしなければならない。
4. ○
5. × COSO フレームワークにおける内部統制の構成要素は、マネジメント・プロセスから「判断」・「意思決定」・「実行」にかかる部分を除いたうえで、これらの部分が適切に行われるうえで必要と判断される一般的要因を抽出し、その内容に応じた名称を付して範疇化したものである。

**練習問題 20-3**

1. ○
2. ○ 「金融商品取引法のもとで行われる」という限定があるので正しい。ただし、内部統制監査という用語が言明の監査としての内部統制監査を常に意味するわけではない。
3. × 内部統制の機能状況についての公認会計士の評価が行われるのは、年度末1回である。
4. ○ 財務諸表監査と内部統制監査を一体として実施するため、監査人は同一とされている。  
監査法人の場合、同一の監査法人であるばかりか、財務諸表監査と内部統制監査に従事する監査人（公認会計士）も同一である。
5. ○
6. × 「連結グループ全体」という部分は正しいが、「整備状況」についての経営者の言明となっているところが誤りである。「整備ならびに運用状況」が正しい。

**練習問題 21-1**

1. ○
2. ○
3. × 会社法が監査役監査の主題として認識している取締役の職務は、取締役が負っている受託責任のなかで監査役の評価に付すべきものと判断されたものに限定されている。
4. × 取締役の行為差止請求権（会社法第385条）は、監査役に与えられている職務ではあるが、監査ではない。
5. × 会計監査人は取締役の不正または法令もしくは定款違反を監査の主題とする行為の監査には従事しないが、監査役（監査役会）が行う行為の監査を補佐するという役割を担う（会社法第397条）。

### 練習問題 21-2

1. × 株主総会による承認を必要とするのは計算書類である。附属明細書は計算書類ではない。
2. × 会社の種類にかかわらず、会社法における基本財務諸表（基本計算書類）は、（個別）計算書類である。
3. × 会計監査人設置会社においても、監査役（監査役会）は事業報告に関して言明の監査に従事している。
4. × 監査役設置会社においては、定款でもって、監査役監査の主題を会計的言明（計算書類）の監査に限定することができる。換言すれば「行為の監査」と「事業報告の監査」は除外できるが、「計算書類の監査」は除外できない、ということである。
5. × 会計監査人設置会社において連結計算書類の作成が義務づけられている場合とは、大会社で有価証券報告書提出会社の場合である。
6. × 取締役会設置会社の場合において、内部統制システムの構築に関する取締役会の決議についても、監査役会（監査役）による相当性判断が求められている。
7. × 会計監査人の報告相手先は監査役（監査役会・監査委員会）である。
8. ○
9. × 前半は正しい。会社法のもとでの内部統制監査の主題は、内部統制システムの構築に関する取締役会の決議（決定）の内容についてである。したがって、会社法が導入した内部統制監査は厳密にいえば、内部統制システムの構築に関する取締役会の決議（決定）を監査の主題とする「行為の監査」の範疇に入るものである。その意味では、内部統制報告書を監査の主題とする「言明の監査」である金融商品取引法監査とは本質を異にしている。なお、平成 26（2014）年の会社法改正およびそれに関連した法務省令の改正により、内部統制の整備状況のみならず運用状況が事業報告の記載事項となつたが、このことは事業報告という取締役の言明を監査の主題とする言明の監査が求められていると理解する必要がある。
10. × 計算書類の監査の場合であれ、監査の主役は監査役であり、会計監査人はその補佐であるという構図は、会計監査人監査導入当時から現在まで、変更されていない。
11. × 監査役会（監査役）に対して求められている内部統制に関する相当性の判断は、内部統制システムの構築に関する取締役会の決議の内容についてである。
12. × 内部統制の整備状況であれ運用状況であれ、これについて、監査役会（監査役）が意見を表明するという仕組みは会社法にはない。会社法が導入したのは、「取締役の職務の執行の監査」のなかに部分的に取り込まれた内部統制監査であり、内部統制報告書や内部統制システムそのものを監査の主題とする監査ではない。
13. × 金融商品取引法第 193 条の 3 の規定がこの問題に関係しているが、そこにおいて公認会計士に求められている役割は、会社法のもとで会計監査人に求められている役割とは、まったく異なる。

### 練習問題 21-3

1. × 会計監査人監査は大会社の場合には強制され、当該会社が「公開会社」（株式譲渡非制限会社）であるか否かは問わない。また、定款自治の原則に従い、会社が任意に会計監査人設置会社となることは可能である。
2. × 計算書類について株主総会での承認が必要とされない「承認特則」には、省令の定めた複数の条件をすべて充たす必要がある。会計監査人が計算書類について「無限定適正意見」を表明することはその 1 つの条件にすぎない（会社計算規則第 135 条参照）。なお「事業報告」については、当初から株主総会による承認は不要とされ、報告事項として扱われる。
3. × 金融証券取引法の企業内容開示制度適用会社は、基本的には証券市場を利用しようとしている会社、過去において証券市場を利用した会社、そして現在証券市場を利用している会社などを対象とする。会社法上の会計監査人監査が実施されている会社は証券市場との関係ではなく、当該会社が「大会社」であるか否かによつ

て決定される。

4. ○

5. × 取締役会設置会社と監査役会設置会社とは必ずしも対応しない。取締役会設置会社でも、監査役会を設置する（監査役会設置会社）のではなく、監査役を設置すること（監査役設置会社）も可能である。また、会計監査人監査が自動的に義務づけられるのは、当該会社が「大会社」の場合である。

6. ○

#### 練習問題 21-4

1. × 前段の説明は正しいが、後段の説明は正しくない。計算書類附属明細書は会計監査人設置会社においては会計監査人の監査の主題であって、監査役監査（監査役会監査）の主題ではない。計算書類附属明細書は計算書類の中に含まれないが、会計監査人監査の主題である。ただし、会計監査人が設置されていない監査役設置会社や監査役会設置会社においては、計算書類附属明細書は監査役会監査の主題（監査委員会監査の主題）である。

2. ○

3. × ②に「相当であると認める記載がないこと」とあるが、そうではなく「相当でないと認める記載がないこと」が正しい。その他に、「承認特則規定」が適用されるには、次の3つに該当していなければならない。

- ・ 監査役会の監査報告書に、会計監査人の監査の方法または結果を相当でないと認めた監査役の意見が付記されていないこと。
- ・ 第132条第3項の規定により監査役の監査を受けたものとみなされたものでないこと。
- ・ 取締役会設置会社であること。

4. ○